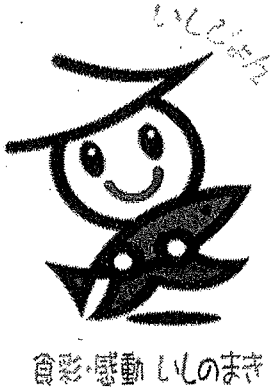
出生届を提出したら

お子様が生まれましたら、下記の手続が必要ですので、忘れずにお願いいたします。

必要な手続	担当課、窓口	手続の内容、持参するものなど
出生連絡票	・健康推進課 ⑲ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課	母子手帳別冊につづっていますので、早めに提出願います。 また、石巻市 LINE 公式アカウントからも手続きができます。 提出方法 □出生届時に市民課へ提出 □石巻市 LINE 公式アカウント、LoGo フォームから手続き □出生連絡票に切手を貼って郵送 □健康推進課及び各支所又は各総合支所市民福祉課に持参 ※出生連絡票の提出がありましたら、新生児訪問の日程調整のため市役所より電話をいたします。
児童手当 （公務員の方は勤務先に）	・子育て支援課 ⑪ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課	新規（又は額改定）認定請求書の提出が必要です。 持参するもの □請求者名義の通帳又はキャッシュカード（新規の場合） □請求者・配偶者のマイナンバー（通知）カード（新規の場合） □請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □その他（請求者の健康保険証等提出していただく場合があります。） ※上記のものがそろっていなくても、まずは、出生した日の翌日から 15 日以内に手続してください。遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。 ※窓口での申請のほか、郵送での申請や、マイナンバーカードを利用したオンライン申請もできます。詳細は市ホームページをご覧ください。
子ども医療費助成	・保険年金課 ④・⑤ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課	生まれた日から１か月以内に申請の手続が必要です。 なお、書類がそろっていない場合でも手続可能です。先に「子ども医療費受給資格登録申請書」のみ提出してください。その他の必要書類はそろい次第提出してください。 ※１か月を過ぎて申請した場合は、申請日からの登録となり、申請日よりも前に受診した医療費の助成は受けられませんので、ご注意ください。 持参するもの※受給者証は以下の必要書類が全て提出されてからの交付となります。 □お子様の健康保険証情報が確認できるもの （資格確認書、健康保険証、マイナンバーカード） □来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ※住民登録の状況により両親のマイナンバー確認書類のご提出をお願いする場合があります。
国民年金保険料産前産後期間免除 （国民年金第１号被保険者）	・保険年金課 ④・⑤ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課 ・年金事務所	出産予定日又は出産日が属する月の前月から４か月間（多胎妊娠の場合は３か月前から６か月間）の国民年金保険料・国民健康保険税が免除されます。 持参するもの 出産前に手続する場合…母子健康手帳など出産予定日のわかるもの 出産後に手続する場合…出産日を確認する書類は必要ありませんが、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要 ※出産予定日の６か月前から手続できます。
国民健康保険税産前産後期間免除	・保険年金課 ④・⑤ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課	
国民健康保険加入手続き	・保険年金課 ④・⑤ ・各支所 ・各総合支所 市民福祉課	石巻市の国民健康保険に加入する場合は下記のものをお持ちになり手続きしてください。 持参するもの □来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □別世帯の代理人が手続きする場合は委任状 ※社会保険等の扶養になる場合は扶養者の勤務先やご加入の健康保険等で手続きが必要です。

～月曜日や大安などの吉日は非常に混雑し、待ち時間が長くなりますのであらかじめご了承ください～



お問合せ先　ご不明な点がありましたら各担当窓口へまでお問い合わせください。

■石巻市役所　95-1111（代表）
- 市民課　内線 2321
- 健康推進課　内線 2419
- 子育て支援課　内線 2512・2513
- 保険年金課　内線 2343・2353（子ども医療費助成）
　内線 2347（国民健康保険・国民年金）

■河北総合支所　62-2111
■雄勝総合支所　57-2111
■河南総合支所　72-2111
■桃生総合支所　76-2111
■北上総合支所　67-2111
■牡鹿総合支所　45-2111
■蛇田支所　95-1442
■渡波支所　24-0151
■稲井支所　95-2171
■荻浜支所　90-2111